

自治基本条例の見直し検討部会（第2回）（概要）

- 1 開催日時 平成26年12月17日（水）午後6時45分～午後9時10分
- 2 開催場所 市役所9階第2委員会室
- 3 出席委員 福井部会長、佐藤委員、高野委員、家守委員
欠席委員 なし
事務局 市民自治推進課長（加賀谷）、市民自治推進課長補佐（中村）、
市民自治推進課主査（吉田）
- 4 報道機関 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議資料 別添のとおり
- 7 会議概要

（1） 苫小牧市自治基本条例の条文の検討について

自治基本条例の第13条から第30条までの条文について検討が行われた。

（市長の責務）

- 第13条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。
- 2 市長は、市政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。
 - 3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。

第13条についての委員意見

●高野委員 第1項、第2項はよくやっていると思う。ただ、附属機関や私的諮問機関がたくさんありすぎて、効率的に機能していないように思われるので、第3項の「簡素で効率的な組織の運営」については、もっと改善の余地があると思う。

●福井部会長 「簡素で効率的な組織の運営」については、判断が難しいと思う。
組織の統廃合を担当している部署があったと思うがどこか。

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 行政監理室が担当しており、組織の統廃合により事業の効率化を図っている。

●福井部会長 組織の統廃合が行われても、組織の効率化が図られたかどうかは、市民からは見えづらい部分がある。

(執行機関の責務)

第14条 執行機関（市長を除く。）は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。

第14条についての委員意見

●佐藤委員 ここで言っている「自らの判断」とは、どのようなことか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 地方自治制度の中では市長の権能が及ばないため、執行機関自らが判断を行うということ。

(職員の責務)

第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。

第15条についての委員意見

●高野委員 条例制定の議論で、職員のサービスの宣誓規定については検討していたのか。

●福井部会長 宣誓規定についての議論はされていたが、検討した結果、必要ないとの整理となった。

(説明責任)

第16条 市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。

第16条についての委員意見

●高野委員 市役所の書類を作成するときには、市民に分かりやすく作成してほしい。

●佐藤委員 市が議会で市政運営について説明していることとは、別の説明責任ということか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 「市民」の中に議会は含まれないので、議会ではなく第2条で定義している「市民」に対しての説明責任となる。

●高野委員 「市」には議会も含まれるので、議会も「市民」に対して分かりやすく説明する責任があるという意味も含む。

●福井部会長 この「説明責任」とは、市民から請求があったときの説明責任ということか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そのような責任があるということで、請求の「ある」「なし」ということではなく、分かりやすく説明する責任があるということになる。

●高野委員 「分かりやすく」という文言が入っている以上は、誰でも理解できるように説明してほしい。

（総合計画）

第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。

2 市長等は、総合計画（前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。）以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。

3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては、行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。

第17条についての委員意見

●家守委員 第3項の「検討する」は、検討するだけではなく、市民の意見を聞いた上で計画を見直すということまで規定してはどうか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 基本構想は10年スパンで定められており、基本計画は5年で一度見直している。基本構想、基本計画の下部計画、いわゆる実施計画は3年ごとに計画している。「検討する」ということは、当然の前提として「見直しの必要がある場合は、計画は見直す。」ということになる。基本構想については頻繁に見直すような性質のものではないため、下部計画を見直すということになる。

●佐藤委員 第3項で「進行状況を適切に把握し」となっているので、把握した上で検討していくということであり、「検討する」だけでもよいと思う。

(健全な財政運営)

第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。

2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約（地要自治法252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。）による監査を行うものとする。

第18条についての委員意見

●高野委員 財政運営については、努力規定ではなく、義務規定でもよいのではないかと。努力規定と義務規定の使い分けはどのようにしているのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 義務を果たしているかどうかの客観的な判断が難しいものは、努力規定としていると考えられる。

●佐藤委員 評価が分かれるものは、努力規定となると思う。本条は1項から4項までである中で、第1項を義務規定にしなくても、第3項で「財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。」との規定があるので、健全な財政運営をしっかりと行ってくれると思う。

●福井部会長 完全にしぼり切れないものは義務規定にはできないとの考え方から、努力規定とした。

「努めるものとする」と「しなければならない」の間に「努めなければならない。」があるが、まちづくり検討懇話会の起草委員会の議論では、どれにしても、重さは変わらないということであった。

●高野委員 「努めるものとする」、「努めなければならない」、「しなければならない」の意味合いは補足説明した方がよいと思う。

(出資法人等)

第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。

2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。

第19条についての委員意見

●佐藤委員 「公表する」は、どのように公表されているのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ホームページと議会の委員会で公表している。

（政策法務）

第20条 市は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めるものとする。

第20条については、特に見直しの必要はないとの委員意見だった。

（職員の任用及び育成）

第21条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。

2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。

第21条についての委員意見

●佐藤委員 職員の任用について、プロフェッショナルの人材を育てることを考えてほしい。経験を積んだ職員が人事異動でいなくなると、一時的にサービスが低下してしまう。

市民としては職員に依頼しているのではなく市に依頼をしている。

●高野委員 様々な課題に対応できる職員を育てるための研修をしてほしい。人事異動があったとしても、本来は誰が対応してもある程度のレベルできちんと回答してくれることが望ましい。

（行政手続）

第22条 市長等は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。

第22条については、特に見直しの必要はないとの委員意見だった。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。

第23条についての委員意見

●高野委員 現在、外部評価の制度作りは行っているのか。また、行政評価の条例化について検討をしているのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 外部評価は行っておらず、検討課題となっている。行政評価の条例化の計画はない。

●佐藤委員 行政評価の結果について、パブリックコメントのように市民の意見を求めることはあるのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 行政評価の結果について、結果は毎年公表しているので、意見がある場合は随時、担当課に意見を言うことができる。

(個人情報の保護)

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

第24条については、特に見直しの必要はないとの委員意見だった。

(意見、要望等への対応)

第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。

第25条についての委員意見

●高野委員 部署や担当者によって差はあるものの、意見、要望等への対応については、以前より早く対応してくれるようになってきていると思う。

(危機管理)

第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、危機管理の体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

第26条についての委員意見

●高野委員 防災について、市民や関係団体などとうまく連携が取れているのか、疑問を感じることがある。

●福井部会長 第2項の「市民の危機管理に対する意識を醸成し」について、危機管理の意識を高める取組で何か行われているものはあるか。

●高野委員 町内会で防災組織を作ることになっていたと思う。

●佐藤委員 ここでいう危機管理とは、台風とか災害などの危機管理を指しているのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 主に自然災害からの危機管理を想定している。

●佐藤委員 危機管理の体制は遅れていると思う。アメリカでは台風がくるときは、公的機関は全て休みになる等の体制になっている。

●高野委員 地域自治システムとも関係している話ではあるが、実際に被害を受ける可能性がある地域の人たちが、自分たちの判断で危機管理を行う体制が必要だと思う。地域の人達に預け、信頼の基にやれば、もう少し色々なことができると思う。

●佐藤委員 第2項の「関係団体等」の中には町内会も含まれているのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 町内会も含むものと考えている。

(他の市長村等との連携協力)

第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。

2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第27条についての委員意見

●高野委員 条例の見出しでの「(他の市町村等との連携協力)」の「等」とは何を指しているのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 国、北海道を指している。

（条例の位置付け）

第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。

第28条については、特に見直しの必要はないとの委員意見だった。

（条例の見直し）

第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

第29条については特に見直しの必要はないとの委員意見だった。

第8章 苫小牧市民自治推進会議

第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

●家守委員 市民自治推進会議の委員に学生等、若者が入るといいと思う。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 市民自治推進会議の公募委員の選任では18歳以上の者でも高校生を除いている。

●高野委員 他の附属機関と連携が、もっとうまくできればよいと思う。市民自治と関連している議論をしているところもある。

●福井部会長 複数の附属機関等の委員になることは可能か。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 苫小牧市附属機関等の委員の選任に関する要綱では、原則として4機関までとなっている。

●福井部会長 公募委員の枠はあるのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 苫小牧市民自治推進会議規則では公募委員は「3人以内」となっている。

(2) その他

次回の検討部会は、12月26日（金）に開催する予定とした。